

○旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

〔平成24年3月1日
締 結〕

旭川空港管理事務所と旭川市、東神楽町、美瑛町、東川町及び大雪消防組合は、旭川空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、旭川空港管理事務所（以下「甲」という。）と旭川市消防本部及び大雪消防組合（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（活動区分）

第2条 空港の管理区域内における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺（空港の標点から半径9キロメートル圏内の区域をいう。以下同じ。）における緊急事態の消火救難活動は、乙のうち、当該緊急事態の発生場所を管轄区域とする乙が第1次的にあたり、甲及び当該緊急事態の発生場所を管轄区域としない乙は、必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港の管理区域内に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の各号について電話その他の方法により行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 緊急事態の発生場所及び時刻
- (3) 航空機の機種及び搭乗人員
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 前2項の通報に応じて出動した甲又は乙が現場に到着したときは、速やかに通報した甲又は乙に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動に要した費用の負担については、別に甲と乙が協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 甲及び乙が消火救難活動を実施する場合には、当該航空機の状態、現場におけるこん跡その他火災又は事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通知）

第8編 業務（旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定）

第6条 甲又は乙が単独で消火救難活動を行ったときは、速やかにそのてん末を相互に通知するものとする。

（訓練）

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する訓練計画を立案し、総合訓練等を定期的実施するものとする。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器及び人員等の消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に疑義が生じたときは、その都度協定市町等が協議して定めるものとする。

2 この協定に定めるもののほか、協定の円滑な実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年3月1日から施行する。

2 旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（昭和57年7月12日付け）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、旭川空港管理者、旭川市長、東神楽町長、美瑛町長、東川町長及び大雪消防組合管理者が記名押印して、それぞれ1通を保有する。

平成24年3月1日

旭川空港管理者

旭川市長 西 川 将 人

旭川市長 西 川 将 人

東神楽町長 山 本 進

美瑛町長 浜 田 哲

東川町長 松 岡 市 郎

大雪消防組合管理者

浜 田 哲